

令和4年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年5月12日（木）午後2時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第2号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
 - 議案第3号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
 - 議案第4号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
 - 議案第5号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第6号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第7号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 5 報告第9号 小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について
 - 報告第10号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第2号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
 - 議案第3号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
 - 議案第4号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
 - 議案第5号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第6号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第7号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 2 報告第9号 小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二

俣小学校)の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について

報告第10号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について

3 その他(1) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会からの答申について

5 出席者

委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	山元	幸恵
委員	広瀬	由紀

6 欠席者

教育長	田中	庸恵
委員	大高	究

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	奥田	淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
義務教育課長	池田	淳一
指導課長	富永	香羊子
就学支援課長	秀谷	康久
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	大野	孝一

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき	
	//	副主幹	三河	崇邦
	//	主 査	新田	伸子

○平田史郎委員

本日は、教育長が欠席されていますので、教育長職務代理者がその職務を行います。

それでは、ただ今から、令和4年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、報告2件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。

なお、本日の議事のうち、議案第2号「令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」、議案第3号「令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」、議案第4号「令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。

それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、広瀬由紀委員、島田由紀子委員を指名いたします。

それでは、「議案」に入ります。議案第5号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長でございます。議案第5号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱」についてご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。はじめに、提案理由について、ご説明いたします。本市では、学力が優良でありながら、経済的な理由等により、高等学校又は高等専門学校への修学が困難な方に対して、教育の機会均等を図ることを目的とした奨学資金制度を実施しております。この奨学生の選考等につきましては、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、ご審議いただいているところでございます。この度、2名の委員から辞任の申出があったことから、当該委員の解嘱と新たな委員の委嘱について提案させていただくものです。解嘱委員と委嘱委員は議案の2ページのとおりでございます。委嘱委員の任期につきましては、前任者の残任期間とされていることから、令和5年11月30日までとなります。説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第6号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案第6号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。別冊2をご覧ください。1ページをお願いいたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を運営するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。2ページ以降は委員一覧になります。2ページのように、「任命委員一覧」となっている学校・幼稚園につきましては、令和3年度末に学校運営協議会委員の任期が満了したことから、学校長・園長のご推薦をもとに、任命予定者をあげさせていただいたものでございます。3ページのように、「解任委員・任命委員一覧」となっている学校・幼稚園につきましては、辞任の申し出のあった委員の解任と、新たな委員の任命が必要となるものでございます。なお、対象学校の校長や教職員が退職や他校に異動された場合等は、資格を自動的に喪失するため解任予定者として提案しておりません。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは、特に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第7号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第7号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。議案3ページから4ページをご覧ください。市川市教育支援委員会委員の任期満了にともない、市川市教育支援委員会条例第3条

および第4条の規定に基づき、第1号委員、医師6名、第2号委員、学識経験のある者3名、第3号委員、特別支援教育の関係者4名、合計13名を、教育支援委員会委員として委嘱したいので、委員会の議決を求めるところでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第9号「小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長でございます。報告第9号「小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の5及び6ページをご覧ください。令和3年4月1日施行の市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則第49条の3第1項の規定に基づき、小中一貫校・信篤三つ葉学園に令和4年度から統括校長を置くこととなりました。統括校長は、同条第2項の規定により、小中一貫校の校長のうちから、教育委員会が指名することとされております。本来であれば、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところではございますが、信篤三つ葉学園の今年度1回目の準備会議まで、教育委員会の会議を開催する時間がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただき、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、6ページの通りでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第9号を終了いたします。

次に、報告第10号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。報告第10号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の7ページから12ページをご覧ください。大柏小学校、菅野小学校、曾谷小学校、大町小学校、そして塩浜学園の学校運営協議会委員につきまして、辞任の申し出があった委員

の解任と新たな委員の任命を行う必要がございましたが、5月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、報告9号と同様に、教育長が臨時代理いたしましたので、本日、ご報告をさせていただきます。報告の説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第10号を終了いたします。

次に、その他(1)「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会からの答申について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長でございます。その他(1)といたしまして、「指定学校変更制度等の見直しについて」の答申につきまして、ご報告させていただきます。こちらは、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ令和3年11月に諮問し、審議を行い、令和4年3月24日付で答申をいただいたものでございます。答申書の内容について、ご説明いたします。議案13ページから18ページをお願いいたします。答申案では、主に3点、既存の学校における指定学校変更制度について、建替え後の学校における指定学校変更制度について、そして学校選択制について整理させていただきました。また、答申をもとに既存の学校の指定学校変更許可基準の一部を改訂いたしましたので、続けてご報告いたします。19ページをお願いいたします。平成24年から令和4年度までの許可基準表では、小学生と中学生を1ページにまとめていましたが、令和5年度からは小学生用と、中学生用に分けて作成いたしました。20ページ及び21ページをお願いいたします。小学生の基準で大きく変わる点は、令和7年度までに記載される事由7、「友人関係等の特別な理由によるため」を、令和8年度から、削除いたします。その根拠といたしまして、小学校入学に関しましては、幼稚園や保育園での仲良しの友達と一緒に小学校に行きたいから、また親同士の関係を考えて、という理由が多数となっております。いじめやトラブル等での指定校変更に関しましては、特に許可基準の文言には入れませんが、事由10のその他の項目で対応してまいります。なお、基準の周知につきましては、令和5年度の指定校変更改訂時にホームページで公開をし、3年間ほどかけて、周知する期間を設け、令和8年度より削除する方向で進めてまいります。続いて、22ページをお願いいたします。こちらは中学生用となります。大きく変更した点は、2点となります。1点目は、19ページの現行の基準では、事由5、隣接する区域内、または、事務室から直線距離で2キロメートル以内という制限がありました。事由4のように距離の制限をなくし、申請期間を卒業までと統一したことでございます。令和4年度までは転居等に伴い、従前の学校に通いたい場合は学校によって、学期末または年度末までと、期間の制限がありました。しかしながら中学生の場合は学校が変わると、制服等の学用品を購入するために、多額の費用がかかり、負担が大きいという声が多く寄せられた経緯も踏まえ、変更いたしました。なお、安全に通えることを第一としておりますが、個々の事情によって、バス等で通学することも認めております。続いて、変更点

の2つ目は事由6の「友人関係等の特別な理由によるため」の項目に一文を加筆したことでございます。これは、中学校入学にともない、小学校6年間の中で築いた人間関係や、不登校、登校しぶり、また特別に支援を要する場合等を考慮し、「人間関係に特別な配慮を要する場合等」は可能とするが「(仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く)」という一文を加えました。指定学校変更許可基準につきましては、令和5年4月改定予定となりますので、今後、本市のホームページや市内各学校を通じて、市民に周知してまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、その他(1)を終了いたします。

続きまして、非公開の審議に入ります。それでは、議案第2号、議案第3号及び議案第4号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部长・次長、学校建設担当参事、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。

これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

【議案第2号～第4号 非公開部分】

【職員 再入室】

○平田史郎委員

それでは、これをもちまして、令和4年5月定例教育委員会を閉会いたします。
(午後2時30分閉会)